



2018年8月1日

SBSTTA22、SBI2の 議論結果概要



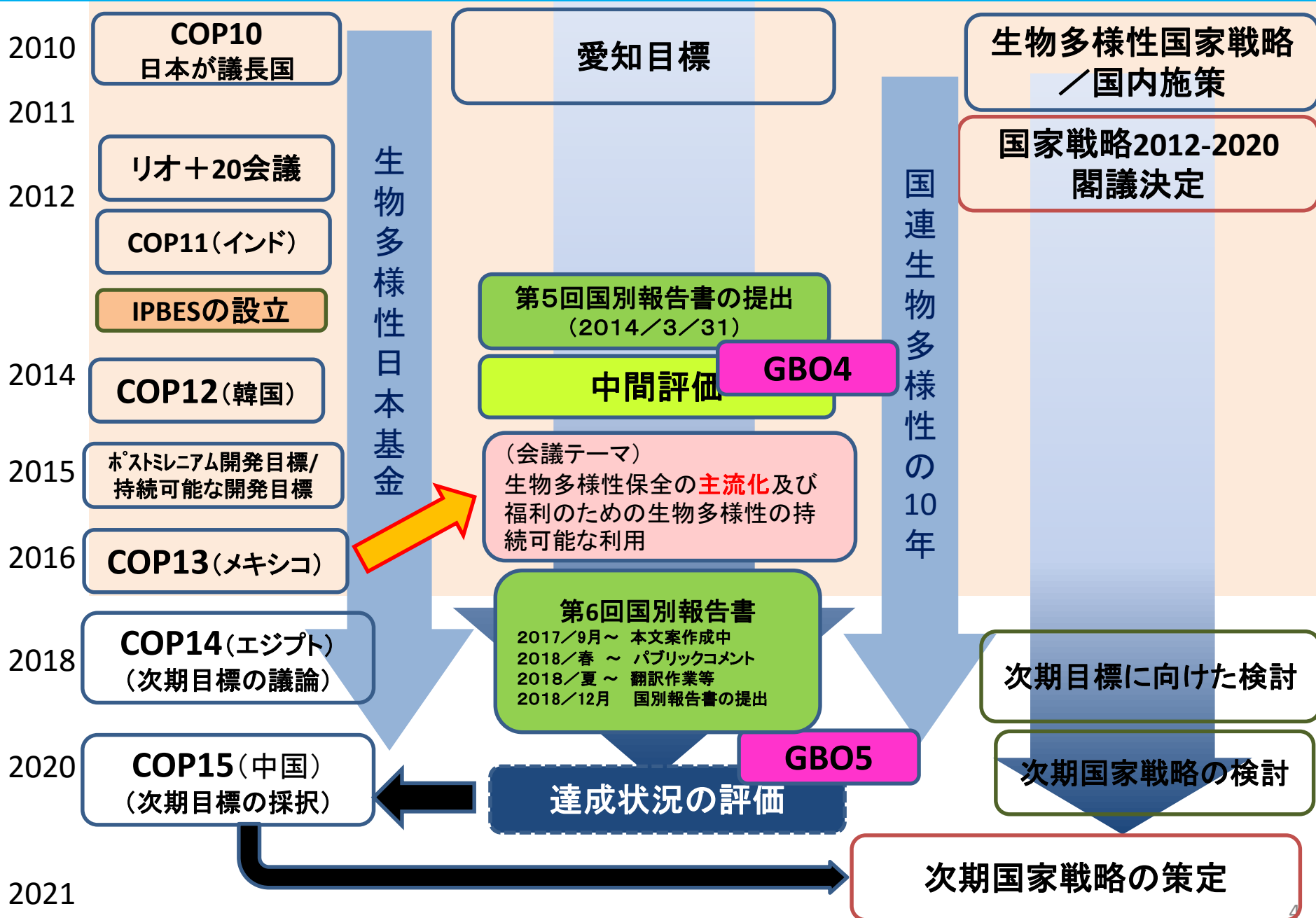
中澤 圭一
環境省生物多様性戦略推進室

本日の内容

1. 生物多様性条約に関する背景
2. SBSTTA22、SBI2の概要
 - ① 遺伝資源に係る塩基配列情報
 - ② 保護地域及び保全管理強化のためのその他の措置
 - ③ 生物多様性と気候変動：気候変動適応及び防災へのエコシステム・アプローチ
 - ④ 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動
 - ⑤ 戦略計画2011-2020のフォローアップの準備
3. Transformationとは
4. SATOYAMAイニシアティブについて

1. 生物多様性条約に関する背景

ポスト愛知目標に向けた国際的な議論の流れ



生物多様性戦略計画2011-2020と愛知目標

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

■ 長期目標（Vision） <2050年>

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission） <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

2. SBSTTA22、SBI2の概要

SBSTTA22/SBI2の会議概要

1. 第22回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA22)

□ 開催期間

7月2日(月)～7月7日(土)

□ 会議の概要

- 条約の実施状況について科学技術的な見地から助言。
- 合計10本の勧告案を採択。

2. 第2回条約実施補助機関会合 (SBI2)

□ 開催期間

7月9日(月)～7月13日(金)

□ 会議の概要

- 条約の実施状況について条約の構造とプロセスを効率化する観点で助言。
- 合計20本の勧告案を採択。

SBSTTA22の議題一覧

議題一覧

- 1, 2 開会・組織事項等
- 3 遺伝資源に係る塩基配列情報
- 4 遺伝子組換え生物のリスク評価及びリスク管理
- 5 合成生物学
- 6 主要な愛知目標の進展に係る科学的評価の更新及び進展を加速化するためのオプション
- 7 保護地域及び保全管理強化のためのその他の措置
- 8 海洋及び沿岸の生物多様性: EBSA, 人為起源の水中騒音及び海洋ごみへの対処, 冷水域の生物多様性, 海洋空間計画作成
- 9 生物多様性と気候変動: 気候変動適応及び防災へのエコシステム・アプローチ
- 10 侵略的外来種
- 11 花粉媒介者の保全及び持続可能な利用
- 12 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォームの第2次作業計画
- 13,14,15 その他の事項・報告採択・閉会等

SBI2の議題一覧

議題一覧

- 1, 2 開会・組織事項等
- 3 条約及び戦略計画2011-2020実施の進捗レビュー
- 4 名古屋議定書の有効性の評価及びレビュー
- 5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動
- 6 名古屋議定書の地球的規模の多数国間利益配分メカニズム(第10条)
- 7 名古屋議定書第4条4の文脈のABSに関する専門的な国際文書
- 8 資源動員
- 9 資金メカニズム
- 10 能力開発, 技術上及び科学上の協力, 技術移転
- 11 他条約, 国際機関及びイニシアティブとの協力
- 12 実施レビューのためのメカニズム
- 13 条約及び議定書に基づく国別報告, 評価及びレビュー
- 14 ABS, バイオセーフティ及び8条j関連規定に関する条約及び議定書の統合強化
- 15 条約及び議定書に基づくプロセスの有効性レビュー
- 16 戦略計画2011-2020のフォローアップの準備
- 17 資源の配分及び民間セクターとの協働の可能性: 条約及び議定書のプロセスへの参加促進のための信託基金
- 18, 19, 20 その他の事項・報告採択・閉会等

SBSTTA議題3

遺伝資源に係る塩基配列情報

(DSI: デジタル・シーケンス・インフォメーション)

□ 議題の概要

○「遺伝資源に係る塩基配列情報(DSI)」の定義等に関する専門家会合の報告及び、DSIの利用が生物多様性条約の目的へもたらす影響等について検討。

※遺伝資源に係る塩基配列情報

(digital sequence information: DSI)

専門家会合の報告によれば、遺伝資源の遺伝的な構成に係る情報(例:核酸配列データ)等を指すとされているが、その対象範囲については議論が分かれている。従来、合成生物学の検討の一環として議論されてきたが、COP13において切り離された。

□ 勧告について

○主にDSIの利用から得られる利益はCBDにおける利益配分の対象か否かという点において先進国と途上国の意見が分かれ、COP勧告案に関して合意が得られなかったため保留とされ、議論はCOP14に持ち越されることとなった。

【先進国】

CBD及び名古屋議定書において利益配分の対象となるのは「有形の物理的な素材」としての「遺伝資源」の利用から生じる利益であり、DSIはこの定義に該当しない。

【途上国】

DSIを遺伝資源と同様に扱う事例もあり、利益配分メカニズムが必要。



DSIによる利益配分の議論は今後大きな課題となる可能性

SBSTTA議題7

**保護地域及び保全管理強化のための
のその他の措置**

□ 議題の概要

- 保護地域以外の地域をベースとする生物多様性保全手段
(Other effective area-based conservation measures:
OECM※)の定義や原則、生態系ネットワーク形成のため
の保護地域等と周辺地域との連結、および保護地域管理
の効果的な運営に関する任意ガイダンスについて議論

※ 愛知目標11において、保護地域と並列して挙げられている保全手段。

□ 勧告概要

○OECDの定義を以下の通り決定

「生物多様性、およびこれに関連した生態系の機能とサービス、ならびに適切な場合には文化的、精神的、社会経済的およびその他の地域関連の価値の域内保全に対し、継続的に正の成果をもたらすような方法で運営・管理される、保護地域以外の地理的に画定された地域」

○OECDの原則に関する科学技術的助言を、フレキシブルに場合に応じて適用されるものとして歓迎

○生態系ネットワーク形成のための保護地域等と周辺地域との連結、および保護地域管理の効果的な運営に関する任意ガイダンスを歓迎

□ 日本の取組との関連

○生物多様性の保全が進められており、区域が明確な里地里山地域は、OECDとできる可能性があると考えている。

SBSTTA議題9

**生物多様性と気候変動：気候変動
適応及び防災へのエコシステム・ア
プローチ**

□ 議題の概要

○COP14における採択に向け、生態系を活用した気候変動への適応策(EbA)や防災・減災対策(Eco-DRR)を効果的に実施するための計画手法等を含む実務者向け任意ガイドラインの内容を検討。

【実務者向けガイドラインの項目】

1. 導入：EbA/Eco-DRRとは何か
2. 基本理念
3. EbAとEco-DRRの設計と実施に関する考慮事項
 - 3.1 先住民族及び地域社会の知識及び技術等の統合
 - 3.2 EbAとEco-DRRの主流化
 - 3.3 意識の向上と能力構築
4. 実効性のあるEbAとEco-DRRの設計と実施のための段階的アプローチ

【ガイドラインの概要】

＜EbA/Eco-DRRとは何か＞

○EbA

気候変動への適応戦略の一部に生物多様性と生態系サービスを利用すること。生態系と人の気候変動の影響に対する回復力の維持・向上と、脆弱性の低減を目的とする。

○Eco-DRR

災害リスクを軽減させるために、統合的で持続的な生態系の管理・保全・再生を行うこと。

＜EbA/Eco-DRRの基本理念＞

- ・レジリエンス（回復力）や適応能力を高めること
- ・包括的で公平な計画と実施を図ること
- ・ふさわしい規模でデザインし、複数のスケールで実現すること
- ・利用可能な最良の科学などに基づき効果と効率を高めること
(EbAとEco-DRRの限界を認識し、起こりうる代償を最小化することを含む)

SBSTTA議題9 生物多様性と気候変動：気候変動適応及び防災へのエコシステム・アプローチ

【ガイドラインの概要】

＜EbA及びEco-DRRの実施例と得られる効果＞

気候変動の影響	生態系タイプ	EbAやEco-DRRの取り組み	得られる効果
干ばつ・土砂浸食・異常な降水	山林	持続的な山地の湿原の管理 森林と牧草地の回復	流れる水の制御 浸食防止 貯水能力の向上
異常な降水・洪水・干ばつ	内陸水域	湿地と泥炭地の保全 流域生態系の再生・管理	貯水能力の向上 洪水リスクの低下 水の供給の向上
異常な降水・気温上昇・季節のずれ・干ばつ	農業・乾燥地帯	生態系の回復 アグロフォレストリー 間作 (intercropping) 牧草地の再生	貯水能力の向上 気温上昇への適応 季節のずれへの適応 水の供給の向上
極度な熱気・気温上昇・洪水・異常な降水	都市部	緑の回廊の設置 河川の再生 建物の屋上・外壁の緑化	貯水能力の向上 洪水リスクの低下 水の供給の向上
高潮、台風、海面上昇、塩分濃度上昇、水温上昇	海岸・海域	マングローブ再生 海岸の保全 サンゴ礁の再生	暴風雨・台風のリスクの軽減 水質の向上

□ 勧告概要

COP14において、以下の決定を採択することを勧告。

- EbA及びEco-DRRを推進するためのガイドラインを採択
- 締約国に対して、EbAやEco-DRRのデザインや実施をする際にこのガイドラインを活用することを奨励

※ブラケット入りとなったが、ポスト2020年目標の検討作業との関係性を考慮するよう事務局長に要請する記載もされた。

□ 日本の取組との関連

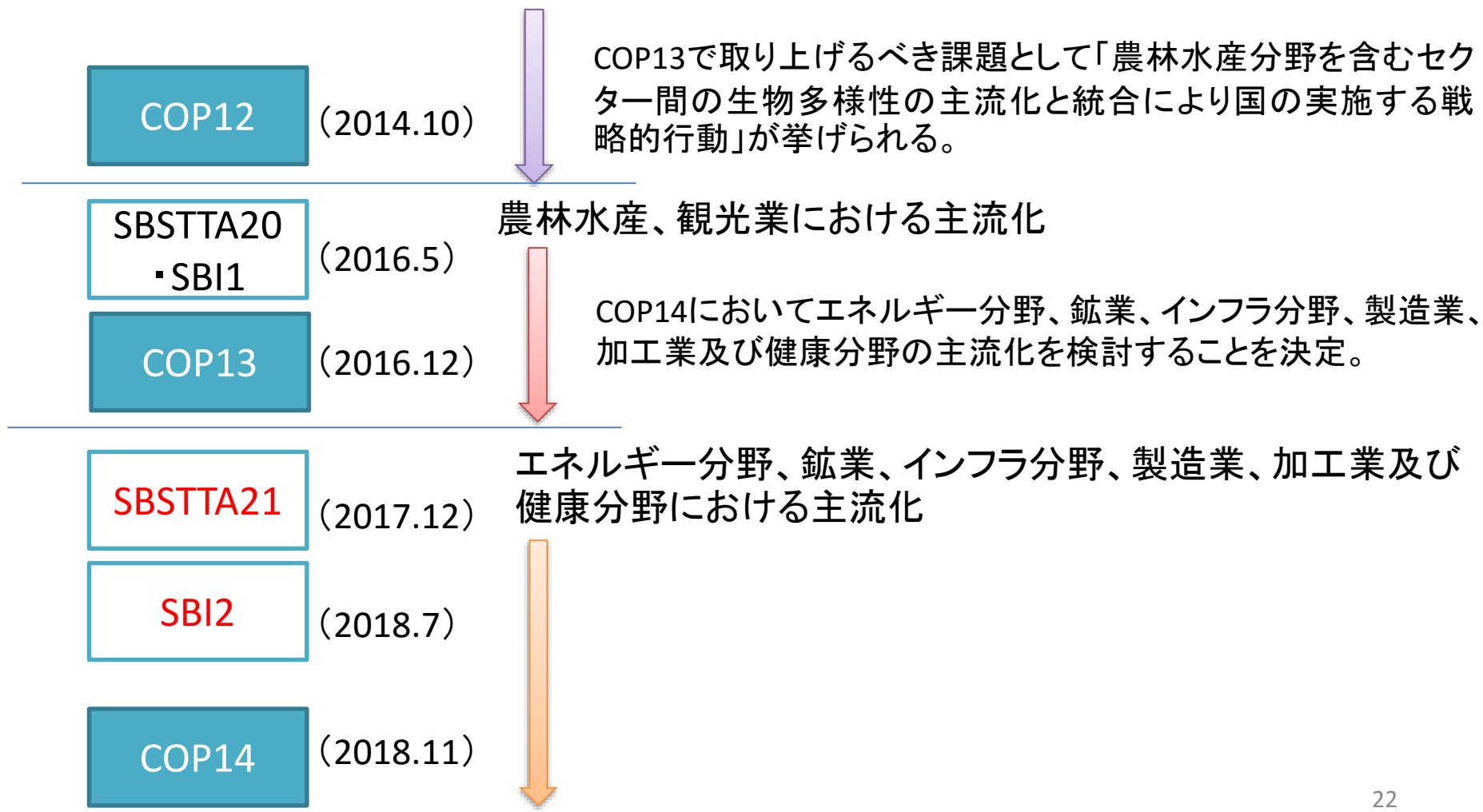
- EbA及びEco-DRRの推進への活用。
(気候変動適応法に基づき策定される「気候変動適応計画」の検討過程において考慮する等)

SBI議題5

生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動

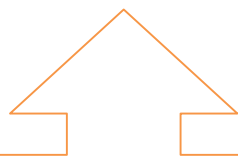
主流化の議論の流れ

「生物多様性の主流化」は、一般に、生物多様性及び生物多様性が提供する諸サービスが適切かつ十分に生物多様性に影響を与える政策や行為に組み込まれることを確保することとして理解されている。(COP13ハイレベルセグメント)



□ COP13の経緯

○主要テーマ:「とりわけ農林水産業及び観光業における各種セクターへの生物多様性の保全及び持続可能な利用の組み込み」



- 戦略計画の達成には未だ相当な追加的行動が必要である中、必要な変化を実現するためには、生物多様性の政治的重要性が最も高いレベルで理解される必要がある。
- 政策と商慣行が、経済的・社会的な発展のための生物多様性の価値を認識するように、更に革新的なアプローチを採用する必要がある。
- このための中心的な手段は農林漁業及び観光業を含む関連産業、並びに開発関連の計画やプロセス、予算、及び経済政策といった横断的な国の政策に生物多様性を主流化するための行動をとること。

(COP13 ハイレベルセグメント コンセプトノートより)

COP13(2016年12月)での議論

- 農林水産業及び観光業は生物多様性に重度に依存する一方で生物多様性に影響も与える。
- この影響は、生物多様性の世界的な減少に寄与。より広範には、食料や水の安全保障、貧困根絶に関係し、持続可能な開発を損なう。
- このセクターの需要は人口増加等により今後も増加が予測。
- これらのセクターでの生物多様性の主流化は、継続的な活力と存続性の確保とともに、生物多様性の損失を食い止めることにおいて不可欠。

横断的な政策ツールの必要性

- 開発及び貧困削減戦略、空間計画等の計画プロセス
- 戦略的・環境影響評価
- インセンティブ他の経済措置
- 生態系価値評価
- 持続可能な消費・生産
- 資源動員
- 効果的な制度設計・ガバナンスの仕組み

○締約国に対し、様々なセクター内における主流化に向けて、ステークホルダーの関与により努力を強化するよう強く求めた上で、以下について具体的に勧告(決定XIII/3)。

- ・関連国際プロセスを通じた主流化の強化
- ・セクター横断的な主流化
- ・セクター別主流化(農業、林業、漁業および水産養殖業、観光業)
- ・主流化を強化するための主要主体の参画(企業、準国家および地方自治体、ジェンダー)



COP14において、エネルギー分野・鉱業・インフラ分野、加工業、健康分野(以下、当該セクター)を扱う。

SBSTTA21(2017年12月)での議論

□ 勧告概要

○2050年ビジョン(自然と共生する社会)の実現に向けて、全てのレベルにおける行動や意思決定における変化を含む生物多様性の利用や管理における構造的な変化が求められ、このためには主流化が重要なアプローチとなる。

○SBI2に向けて、CBD事務局において締約国等から事例を集めるとともに、主流化のための長期戦略的アプローチ案を作成する

- ✓ 主要なタスクと優先順位を特定したもの(優良事例、ガイドライン、方法論、経験、ツール、課題・ギャップを含む)
- ✓ SDGs、2050ビジョンに整合

○SBI2とCOP14に向けて、時限付き非公式助言会合を実施する

- ✓ SBI2・COP14におけるエネルギー・鉱業、インフラ分野、製造・加工業及び健康分野に関する議論に向けた事務局による準備を支援する
- ✓ ビューローやSBSTTAの助言を受けながら、オンラインベースで活動

○COP14への勧告は継続審議となる…

✓ 参考文献

Documents CBD/SBSTTA/21/INF/5 (Environmental assessment legislation -a global overview); INF/9 (Energy and mining); INF/11 (Infrastructure and biodiversity); INF/12 (Manufacturing and processing); INF/13 (Strategic Environmental Assessment and Environmental Assessment); INF/14 (Cities and Infrastructure and Biodiversity Implications); INF/15 (Options on how to make best use of existing programmes of work to further enhance the implementation of the Convention in the light of mainstreaming needs and the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020).

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

□ 議題の概要

- エネルギー分野、鉱業、インフラストラクチャー分野、製造業、加工業および健康分野(以下、対象セクター)における主流化に向けた様々な主体における取組みの実施
- 条約における 主流化全般に関する長期的な戦略的アプローチの策定
- 生物多様性と健康に関する、世界保健機関(WHO)との協力を含めた取組

などについて議論

□ 勧告概要

(SBSTTA21でブラケット入りとなっていた勧告案の更新版をもとに検討)

COP14において、以下の決定を採択することを勧告。

○締約国やその他ステークホルダー、とりわけ対象セクターに関わる公的・民間機関に、適当な場合に、各国の能力や状況、優先順位や規制に応じて以下を行うことを奨励。

- ✓ 対象セクターへの投資に関する上流の意思決定において、生物多様性の保全等のためのアプローチ(戦略的環境アセスや代替案の評価等)を含める
- ✓ 主流化のための効果的なインセンティブを提供する

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

(続き)

- ✓ 市場をより持続可能な生産・消費を行う方向に移行するための既存のツール(事業の設計、バリューチェーン、持続可能な調達と消費等に関する政策を含む)のレビューと必要に応じた活用を行うとともに、その他の企業方針の協力、構築、実施を継続する
- ✓ 対象セクターにおける生物多様性の主流化促進に関する政策等(サプライチェーンや製造プラントレベルでの取組の優良事例及び生物多様性への依存や影響に関する企業報告へのインセンティブ付け、持続可能な調達に関する法律の適用、その他市場をより持続可能な製品・技術の方向に移行させるための方策など)のレビューや必要に応じた更新を行う。

(続き)

- ✓ 対象セクターにおける主流化に対する、企業や金融セクターからの投資を奨励する施策(企業活動の公表の促進を含む)の設計や実施
- ✓ インフラへの生物多様性に基づいたアプローチの活用の評価と機会の追求や、都市計画における生物多様性と生態系サービスの組み込みを行う
- ✓ ステークホルダーの関与の促進や、知見共有のためのプラットフォームの構築

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

- 関連機関に対し、以下を含む主流化策の設計・促進・実施に関する鍵となる要素を特定する作業を強化することを招請。
- ✓ 生物多様性の価値の内部化の改善
- ✓ 対象セクターにおける生物多様性への依存度や影響を測るための基準、指標、ベースライン等の開発・改善(→企業経営者が意思決定を行うに当たり信頼できる情報の提供に活用)
- ✓ SDGsに対する企業報告の中で生態系や生物多様性への影響に関する内容を強化するための具体的ガイダンスの開発

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

○企業等が生物多様性関連の企業活動について報告する際、更新された生物多様性に関する活動報告のタイプ分け(以下)を活用することを招請(Calls upon)

テーマ	主なトピックス
宣言	<ul style="list-style-type: none">● 刊行物における生物多様性に関する言及● 生物多様性に関する方針の宣言● 報告された生物多様性に対する経営におけるアプローチ● 報告書における、生物多様性に具体的に言及したCEOのレターの掲載
取組	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性への影響、リスク、機会に対処する取組の実施● サプライヤーなどのステークホルダーの具体的な協力事例● 生物多様性関連プロジェクトにおけるNGOや他機関との協力● 生物多様性関連プロジェクトに特化した投資
測定	<ul style="list-style-type: none">● リスクと機会の特定● 正負の影響を測るためのツール等の活用● Global Reporting Initiative(GRI)などの生物多様性に特化した指標の報告● 生物多様性に多大な影響のあるオペレーションがすべて測定に考慮されている

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

- 開発銀行、保険会社、企業、金融機関等に対し、適切な場合は、生物多様性の保全と持続可能な利用や、投資に関する意思決定における社会・環境上のセーフガードの実施を招請。
- 主流化に関する長期戦略的アプローチを策定することを決定
- ポスト2020生物多様性枠組みへの主流化の組み込み方を含めた長期アプローチのさらなる発展に向け、主流化に関する非公式助言グループを設置することを決定(助言はSBI3において提示される)。

SBI2(2018年7月)での議論

(議題5 生物多様性の主流化及び実施強化のためのその他の戦略的行動)

- 締約国等に対し、生物多様性の保全や持続可能な利用における健康の意義に関する普及啓発ツールを開発することを招請。
- 締約国等に対し、国の状況等に応じて、健康セクターにおける生物多様性の主流化への効果的なインセンティブ付けをすることを奨励。
- 条約事務局に対し、生物多様性と健康に関する科学に基づいた統合的指標、基準、進捗測定ツールや、生物多様性と健康の関連を国の政策等に組み込むための国際行動計画を、WHOと協力して開発することを奨励。

SBI議題16

戦略計画2011-2020の フォローアップの準備

□ 議題の概要

○COP15(2020年・中国)において採択される予定の、2020年以降の新たな生物多様性の世界目標に関して、多様な関係者が参加した準備プロセスや、地域ワークショップの開催等を通じて検討を進める準備プロセスを検討。

【案として示されたスケジュール】

○COP14後、締約国等に対する意見照会や地域協議ワークショップ(各地域2回)等を実施

⇒2019年6月:ディスカッションペーパーの公表、意見照会

⇒2020年1月:目標素案を公表→ピアレビュー(2回)

⇒2020年6月:SBSTTA24における検討

⇒2020年10月:COP15における検討

□ 勧告概要

○本年8月15日までに次期目標の検討プロセスや任意コミットメントのあり方に関して、12月15日までに次期目標の内容や構成に関して各締約国や多様な関係者への意見照会をするよう事務局長に要請。

○SBIにおける議論や上記意見照会の結果を踏まえ、COP14までに準備プロセス案の更新をするよう事務局長に要請

○非公式助言機関の設置や政治からのガイダンスを求める方法についての案を示すよう事務局長に要請。

□ 勧告概要(続き)

○COP14において、以下の決定を採択することを勧告。

- ✓ 次期目標の準備プロセスを採択
- ✓ 積極的に準備プロセスに関与し、国レベルや地域レベルでの議論を行うよう締約国に強く要請/多様な関係者に招請
- ✓ 次期目標に貢献するコミットメントをCOP15に先立ち検討するよう、締約国に奨励/多様な関係者に招請
- ✓ SDGsの関連目標は2020年を終期としていることに留意

□ 注目されるポイント

○パリ協定における「自国が決定する貢献(NDC)」のような国別コミットメントの必要性を強調する意見が見られた。

⇒今後の議論においては、生物多様性には地域性があることに留意するとともに、国家戦略、国別報告書、GBOによる目標設定・報告・評価のプロセスでは不十分である点や、コミットメントを取り入れることによる効果を十分に検討する必要。

3. Transformationとは

トランスフォーメーションとは

- 目前の問題解決: 交渉によるステークホルダーの合意形成が有効
- 長期的環境政策: ステークホルダーの利益を損なわない範囲での小さな改良が漸進的に導入される。
→ 長期的な持続可能性を目指すためには、場当たりの対応ではなく、システム改革(トランスフォーメーション)の必要性が訴えられている。

○ 社会経済システムへの構造転換の実現方法

- ・ 革命的転換: トップダウンで社会経済システムそのものを転換する。
例) 欧州等での化石燃料車の廃止
- ・ 再帰的転換: 個人の自主的な行動からボトムアップで社会経済システムの転換を促す。
例) クールビズ

○ 再帰的転換の実現方法 トランジション・マネジメント オランダを中心に研究と実践が進む。

○ トランジション・マネジメントの進め方

- ① 場作り
- ② 地域の現状調査
- ③ 課題設定
- ④ 未来ビジョンの検討
- ⑤ 長期的視点と短期的視点の再接続(バックキャストिंग)
- ⑥ 人々の巻き込みと準備実施
- ⑦ 実践

※ 実践に至るまでに、必要とされる社会経済システムの構造転換を、バックキャストिंगを通じて検討し、必要な実践を導き出す。

4. SATOYAMAニシアチブについて

SAToyAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)

- SAToyAMAイニシアティブの活動を促進・加速することを目的に設立された世界的なプラットフォーム
- 2010年10月19日に、名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の機会に創設
- 生物多様性と人間の福利のために、里地・里山・里海のような場所(社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ(SEPLS)※)の維持や再構築に取り組んでいる200以上の団体に構成
 - ✓ 国家行政機関・その他政府関連機関・地方政府機関
 - ✓ 非政府組織・市民社会団体
 - ✓ 先住民団体・地域コミュニティ団体
 - ✓ 学術・教育・研究機関
 - ✓ 産業・民間セクター団体
 - ✓ 国連機関・その他の国際機関

※ 社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ(SEPLS)

- 日本里山・里海評価(JSSA)において提案された概念
- ハビタット(生き物の生息・生育地)や土地・海の利用の、動的で生物文化的なモザイク構造がみられ、人々とランドスケープ・シースケープの相互作用が生物多様性の維持・向上に寄与すると同時に、人間の福利に必要なモノとサービスをも生み出している場所

決議32. 持続可能な生物多様性の利用

Satoyama Initiativeは、生物多様性や人間生活の豊かさを支える二次的自然環境に関する理解を深めるための活用しやすいツールになり得る。

Satoyama Initiative

5. *Notes with appreciation* the leading role played by the Government of Japan and the United Nations University Institute of Advanced Studies in facilitating and coordinating the development of the *Satoyama* Initiative;
6. *Recognizes the Satoyama Initiative as a potentially useful tool to better understand and support human-influenced natural environments for the benefit of biodiversity and human well-being, and affirms that the Satoyama Initiative is to be used consistent and in harmony with the Convention, internationally agreed development goals, and other relevant international obligations;*
7. *Recognizes and supports* further discussion, analysis and understanding of the *Satoyama* Initiative to further disseminate knowledge, build capacity and promote projects and programmes for the sustainable use of biological resources, and promote synergy of the *Satoyama* Initiative with other initiatives or activities including the Man and the Biosphere Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, the International Model Forest Network, and other initiatives that include community-conserved areas that are developed and managed by local and indigenous communities to advance understanding and implementation of customary use in accordance with Article 10(c) of the Convention on Biological Diversity;
8. *Takes note* of the International Partnership for the *Satoyama* Initiative as one mechanism to carry out activities identified by the *Satoyama* Initiative including collecting and analysing case studies, distilling lessons, and promoting research on different practices of sustainable use of biological resources, as well as increasing awareness and supporting on-the-ground projects and activities in human-influenced natural environments, and *invites* Parties, other Governments and relevant organizations to participate in the partnership to further advance the Initiative;
9. *Requests* the Executive Secretary and invites Parties, other Governments and relevant organizations to support, as appropriate, the promotion of the sustainable use of biodiversity, including the *Satoyama* Initiative.

IPSIメンバー(H30.4月現在)

国家行政機関・その他政府関連機関・地方政府機関 計42団体

国家行政機関 計20団体

- アジア 日本国環境省、大韓民国環境省、タイ王国天然資源環境省 等 計6団体
- アフリカ ガーナ共和国国家生物多様性委員会、カメルーン共和国環境・自然保護省 等 計10団体
- 欧州 イタリア共和国農業食糧・林業政策省
- アメリカ コスタリカ保全地域システム庁、ペルー共和国環境省、ペルー森林野生動物局

その他政府関連機関 計8団体

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)、行政院農業委員会水土保持局(台湾) 等

地方政府機関 計14団体

- 愛知県、石川県、福井県、兵庫県、名古屋市、佐渡市、豊岡市、ハワイ州農務省 等

非政府組織・市民社会団体 計89団体

- 日本 アースウォッチ・ジャパン、フレンズ・オブ・アース・ジャパン、公益社団法人 日本環境教育フォーラム、一般社団法人海外環境協力センター 等 計15団体

- その他 世界自然保護基金(WWF)(アメリカ)、コンサベーション・インターナショナル(CI)(アメリカ)、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー(オーストラリア)、バードライフ・インターナショナル(英国) 等 計74団体

先住民団体・地域コミュニティ団体 計10団体

- タイ山岳民族教育文化協会、自然及び持続可能な開発協会(ペルー) 等

学術・教育・研究機関 計43団体

- 日本 東京大学サステナビリティ学連携研究機構、公益財団法人地球環境戦略研究機関 等 計7団体
- その他 中国科学院農業政策研究センター、サラエボ大学理学部(ボスニア・ヘルツェゴビナ) 等 計37団体

産業・民間セクター団体 計21団体

- 日本 旭化成株式会社、キャノン株式会社、住友林業株式会社 等 計18団体
- その他 IORAエコロジカル・ソリューションズ(インド)、TZRテクノロジー(マレーシア) 等 計3団体

国連機関・その他の国際機関 計15団体

- 生物多様性条約事務局(SCBD)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連環境計画(UNEP)、国連大学(UNU) 等

計230団体

生物多様性条約におけるSATOYAMAイニシアティブ①

CBD COP10

Decision X/32 Sustainable use of biodiversity

6 “Recognises the **Satoyama Initiative** as a potentially useful tool to better understand and support human-influenced natural environments for the benefit of biodiversity and human well-being”

「**SATOYAMAイニシアティブ**が、生物多様性や人間生活の豊かさを支える二次的自然環境に関する理解を深めるための活用しやすいツールになり得ることを認識」

CBD COP11

Decision XI/25 Sustainable use of biodiversity: bushmeat and sustainable wildlife management

7 “... recognizes the contribution that the **Satoyama Initiative** is working to make in creating synergies among the various existing regional and global initiatives on human-influenced natural environment...”

「**SATOYAMAイニシアティブ**が、人為的な影響を受けた自然環境に関する既存の多様な地域的及び世界的なイニシアティブの間の相乗効果の創出に貢献していることを認識」

CBD COP12

Decision XII/5 Biodiversity for poverty eradication and sustainable development

“taking into account relevant initiatives, such as the **Satoyama Initiative**...”

「**SATOYAMAイニシアティブ**・・・など、関連するイニシアティブを考慮に入れ、」

Decision XII/12 Article 8(j) and related provisions

B-4 “Acknowledges that other initiatives, such as the **International Partnership for the Satoyama Initiative (IPSI)**, consistent with decisions X/32 and XI/25, and in accordance with other international obligations, are contributing to the facilitation of the customary sustainable use of biological diversity;”

「**SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)**などその他イニシアティブが、決定X/32およびXI/25に即して、また他の国際的な義務に従って、生物多様性の慣習的で持続可能な利用の促進に貢献していることに謝意を表明」

Decision XII/18 Sustainable use of biodiversity: bushmeat and sustainable wildlife management

3 “Notes that the **International Partnership for the Satoyama Initiative**, consistent with decisions X/32 XI/25, is working towards the sustainable use of biodiversity and its integration into the management of land, forests, and water resources;”

「決定X/32およびXI/25に従って、**SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ**が生物多様性の持続可能な利用と、生物多様性の持続可能な利用の陸上・森林・水資源管理への統合に取り組んでいることを銘記する」

生物多様性条約におけるSATOYAMAイニシアティブ②



CBD COP13

Decision XIII/3 Strategic actions to enhance the implementation of the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the achievement of the Aichi Biodiversity Targets, including with respect to mainstreaming and the integration of biodiversity within and across sectors

“and to promote and strengthen support for relevant information-sharing and technology transfer among Parties, building on existing initiatives, where feasible, such as the **Satoyama Initiative**”

「実現可能な場合は、**SATOYAMAイニシアティブ**のような既存のイニシアチブを土台とし・・・、関連する情報の締約国間での共有及び技術移転のための支援を・・・促進及び強化すること」

Decision XIII/23 Capacity-building, technical and scientific cooperation, technology transfer and the clearing-house mechanism

Annex SHORT-TERM ACTION PLAN (2017-2020) TO ENHANCE AND SUPPORT CAPACITY-BUILDING FOR THE IMPLEMENTATION OF THE CONVENTION AND ITS PROTOCOLS

Activity 53 “Develop technical tools and guidance on the use of the terms “other effective area-based conservation measures” and how to achieve elements of Target 11 (through meetings and consultations with partners)”, Possible partners “...**IPSI**...”

活動53 「「その他の効果的な地域をベースとする保全手段」という用語の使用、および目標11の要素を達成する方法に関する技術的ツールおよびガイダンスを作成する」、可能なパートナー「...**IPSI**...」

Decision XIII/28 Indicators for the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets

Annex GENERIC AND SPECIFIC INDICATORS FOR ASSESSING PROGRESS IN THE ATTAINMENT OF THE AICHI BIODIVERSITY TARGETS, INCLUDING AN ASSESSMENT OF THEIR MAIN CHARACTERISTICS

Target 18: Specific indicator “Number of local community-based monitoring on traditional knowledge innovations and practices of indigenous and local communities relevant for the conservation and sustainable use of biodiversity”, Source “(**Satoyama Initiative**)”

目標18 特定指標「生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する伝統的な知識革新と先住民族および地域社会の実践に関する地域社会ベースのモニタリングの数」、出典「**SATOYAMAイニシアティブ**」

生物多様性条約におけるSATOYAMAイニシアティブ③

CBD/SBI/2/L.20 COOPERATION WITH OTHER CONVENTIONS, INTERNATIONAL ORGANIZATIONS AND PARTNERSHIPS

35. *Requests* the Executive Secretary to invite and mobilize the executive bodies of initiatives that have been established under the framework of the Strategic Plan 2011-2020, such as the Satoyama Initiative, to continue building synergy in their implementation and contribute to the discussion on the post-2020 global biodiversity framework.